

意見書案第 13 号

子どもの生活底上げを求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月22日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

熊谷敦子

倉元達朗

中山郁美

子どもの生活底上げを求める意見書

日本の子どもの相対的貧困率はOECD加盟国34か国中ワースト10圏内に入っており、福岡市では子どもの約4人に1人が就学援助を受けている等、子どもの貧困の解消が課題となっています。また、子どもの貧困の解消とともに、貧困が世代を超えて連鎖しないようにすることも同様に課題となっています。

被保護世帯の子どもの大学進学率の向上は、貧困の連鎖を解消するために重要ですが、専門学校や短期大学も含めた大学進学率が全世帯平均で7割を超える中、被保護世帯の子どもの大学進学率は3割強にとどまっています。低水準の理由として、被保護世帯の子どもの大学進学に伴い世帯分離を余儀なくされることが挙げられ、貧困の連鎖を解消するためには、大学進学に伴う世帯分離の運用を見直すことが必要です。

さらに、政府は、2018年10月から生活扶助費の最大5%削減、母子加算の平均5,000円引下げ、3歳未満の児童養育加算の5,000円引下げ等を実施しようとしています。今回の見直しにより、生活保護を受けている子育て世帯のうち約4割で生活保護費が減額されるとともに、子どもの多い世帯ほど生活保護費の減額幅が大きくなります。今回の見直しは、貧困の連鎖を防ぐどころか、これに拍車をかけるものです。

そもそも、生活保護基準の相次ぐ引下げにより、現在の生活保護基準は生活保護受給者の生存権を脅かしかねない水準となっています。国連人権専門家からも、今回の見直しは最低限の社会保障を脅かすもの等として見直しが要請されています。憲法第25条に明記された国民の生存権を保障する最後のセーフティネットである生活保護の在り方は、全ての国民の人権に関わる重大な問題であり、生活保護基準のこれ以上の引下げは許されません。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、生活保護基準の在り方を1年以内に見直すこと、その見直しを検討する間は生活保護基準を引下げないこと、世帯分離の運用を改善すること、児童扶養手当の支給対象の拡大、月額を増額及び支払回数を見直すこと等により、貧困の連鎖の解消及び貧困世帯の子どもの生活の安定が図られるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣 宛て

議長 名